資料 No. 2

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

1　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対する支援を強化するため、保護者の就労要件を問わず保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」が、令和７年度から、地域子ども・子育て支援事業（補助事業）として制度化された。現在、令和８年度の乳児等のための支援給付（保育所等と同様の給付制度）の実施に向けた取組みを進めているところである。

本市では、はおか保育園（公立）において、令和６年 11 月から県内で初めて試行的事業を実施している。また、令和７年度は、私立園等に対する支援体制を整備し、制度利用者の増加を目指すこととしており、今年度の事業実施の意向調査を行ったところ、私立保育園１園から申請があった。

2　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可について

私立園等が事業を実施する場合、市へ認可申請の手続きが必要となり、市が認可するに当たっては、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされている。

実施予定施設

施設名	戸出西部保育園
運営主体	（社福）市野瀬福祉会
所在地	戸出町５-11-２
施設類型	保育所
事業類型	余裕活用型（保育所等の空き定員の枠を活用して実施）
事業開始予定日	令和７年 11 月１日　（受入は４日(火)以降）
利用定員	施設の利用定員の範囲内で実施 【参考】１時間当たり１歳児８人以内
利用時間	午前９時～午前 11 時 ※上限月 10 時間（土、日、祝日、年末年始を除く）
利用料金	300 円/１時間　（別途、保険料等徴収）
利用方法	申込順　（事前に市へ利用認定申請）

（参考）

現在の実施施設

施設名	はおか保育園	
運営主体	高岡市	
所在地	波岡 156	
施設類型	保育所	
事業類型	一般型（保育園定員とは別に定員を設定し専用室を設けて実施）	
事業開始日	令和６年 11 月１日	
利用定員	１時間当たり３人程度 （０歳６か月～満３歳未満）	
利用時間	午前９時～午後４時 ※上限月 10 時間（土、日、祝日、年末年始を除く）	
利用料金	300 円/１時間　（別途、給食費、保険料等徴収）	
利用方法	申込順　（事前に市へ利用認定申請）	
利用実績	申込者	平均利用時間
R6（11 月～3 月）	24 人	月７時間程度（1 回約２～３時間）
R7（4 月～7 月）	16 人	月８時間程度（1 回約２～３時間）

高岡市「こども誰でも通園制度」の利用者を募集します！

「こども誰でも通園制度」とは？
こども１人あたり**月 10 時間**まで**就労要件を問わず**保育園等を利用できる制度です！

実施施設　はおか保育園
（高岡市波岡 156 番地）
利用定員　一日１時間あたり３人程度

対象について　※①～③のすべてに該当するこどもが利用できます。
①高岡市に住民票がある
②利用日時点で０歳６か月～満３歳未満である
③保育所、認定こども園等に在籍していない

利用料金　**一人１時間あたり 300 円**
※初回のみ保険料の実費負担が必要です。
※給食等が必要な時間に利用する場合は、給食代 300 円の実費負担が必要です。
※世帯状況によって減免を受けられる場合があります。

申請受付　令和７年４月１日(火)　～
実施期間　令和７年４月１日(火)　～　令和８年３月 31 日(火)

＜利用開始までの流れ＞　※詳細は高岡市ホームページをご確認ください。

１ 申請	・高岡市子ども・子育て課へ「高岡市乳児等通園支援事業利用認定申請書」をご提出ください。 ※紙媒体又は「富山県電子申請サービス」から申請可能です。
２ 事前面談	・高岡市子ども・子育て課から「利用認定書」が届いたら、はおか保育園に事前面談をお申し込みください。(TEL：0766- 22-3676)
３利用予約	・はおか保育園に利用予約を行ってください。
４利用当日	・施設で利用料金等をお支払いください。 ※現金、クレジットカード決済、QR コード(Paypay)決済対応

【お問い合わせ先】
高岡市役所２階　福祉保健部子ども・子育て課 15 番窓口(0766-20-1377)
※「富山県電子申請サービス」は右の QR コードからアクセスいただけます。

【市ホームページ】　【電子申請】